

えひめの「エコファーマー」認定要領

第1 目的

この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号、以下「法」という。）に基づき、愛媛県知事から、環境負荷低減事業活動実施計画及び特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下、「実施計画」という。）の認定を受けた農業者の認知度の向上及びイメージアップを図ることを目的として、当該農業者を「エコファーマー」として認定すること、また、えひめの「エコファーマー」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取り扱い等について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 定義

この要領において「エコファーマー」とは、知事から、法第2条第4項第1号に規定された活動（堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動）に取り組む実施計画について、知事から認定を受けた農業者のことをいう。

第3条 認定等

- 1 知事は、第2条に該当する農業者を「エコファーマー」として認定し、認定書（様式1）を交付するものとする。
- 2 知事は、愛媛県環境負荷軽減事業活動実施計画認定実施要領（以下、「計画認定実施要領」という。）第6条に係る変更のうち、前項の認定書の記載内容に係る事項に変更がある場合は、認定書を再交付するものとする。
- 3 認定農業者は、次の場合、認定書再交付申請書（様式2）により認定書の再交付を知事に申請することができる。
 - （1）認定書を紛失し、汚損し、又は破損したとき。
 - （2）認定書に記載されている氏名又は住所を変更したとき。
- 4 知事は、計画認定実施要領第7条に規定する認定取消しのほか、認定の取り消しが必要であると認めた場合には、「エコファーマー」認定を取り消すことができるものとする。

（ロゴマークの取り扱い）

第4条 権限

ロゴマークに関する一切の権限は、愛媛県に属する。

第5条 デザイン等

ロゴマークのデザイン、縦・横の比率及び色は、別紙のとおりとする。大きさは用途により変更することができるが、デザイン内部の文字が判読できる大きさとする。色は、愛媛県との協議により、モノトーン色とすることができる。

第6条 使用者

ロゴマークを使用できる者は、愛媛県、愛媛県内のエコファーマー、報道機関等（エコファーマーをPRする目的での使用に限る。）のほか、愛媛県が必要と認めたものとする。

第7条 使用手続き

- 1 ロゴマークを使用しようとする者は、えひめの「エコファーマー」ロゴマーク使用申請書（様式3。以下、「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。ただし、愛媛県のほか、報道機関等がエコファーマーをPRする目的で使用する場合は、この限りではない。
- 2 知事は、申請書の提出があった場合、使用条件に照らし、相当と認めるときは、えひめの「エコファーマー」ロゴマーク使用承認通知書（様式4。以下「承認通知書」という。）により使用者へ通知するものとする。
- 3 第1項の申請は、構成員全員がエコファーマーである団体（以下「団体」という。）の場合、当該団体の代表者とすることができる。この場合、代表者は、エコファーマーの氏名、住所及び認定番号の一覧表を申請書に添付して提出するものとする。
- 4 使用者は、申請内容に変更が生じた場合、第1項の規定に準じて、速やかにえひめの「エコファーマー」ロゴマーク使用変更申請書（様式5。以下「変更申請書」という。）を提出するものとする。
- 5 知事は、変更申請書の提出があった場合、使用条件に照らし、相当と認めるときは、えひめの「エコファーマー」ロゴマーク使用変更承認通知書（様式6。以下「変更承認通知書」という。）により、使用者へ通知するものとする。

第8条 使用方法

ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) えひめの「エコファーマー」ロゴマーク使用申請書に記載した内容の範囲で使用する。
- (2) 農産物に使用する場合は、エコファーマーが認定を受けた実施計画（以下「認定実施計画」という。）に基づいて生産された農産物に限ること。
- (3) ロゴマークの近傍に、エコファーマー認定番号または認定者氏名（または両方）を明記するなどの方法により、使用者が特定できるようにしなければならない。
なお、第3条第2項の規定により、団体の代表者から申請があった場合は、認定者氏名に替えて団体の名称を用いることができる。
- (4) 別紙に定めるデザインに従って使用すること。
- (5) ロゴマークを使用した物件の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。
- (6) その他、愛媛県が指示する事項を遵守すること。

第9条 使用条件

エコファーマーとしての活動や認定実施計画に基づいて栽培した農産物のPR等を行う場合に使用できる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、使用を認めないものとする。

- (1) エコファーマーの趣旨に反するおそれがある場合。
- (2) 法令及び公序良俗に反するおそれがある場合。
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合。
- (4) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しないおそれがある場合。
- (5) その他第1条の目的に反していると愛媛県が認めた場合。

第10条 使用期間

ロゴマークの使用期間は、承認通知書または変更承認通知書に記載の使用期間内とする。

第11条 使用の差し止め

知事は、使用者がこの要領に違反したとき、または愛媛県が不当と認めたときは、ロゴマークの使用を差し止めることができる。

第12条 使用状況及び使用実績の確認

知事は、必要があると認めた場合は、ロゴマークの使用状況及び使用実績の確認調査を実施することとし、その際、使用者は、誠実にこれに応じなければならない。

第13条 損失補等の責任

ロゴマークの使用に係る損失等について、県は一切の責任を負わないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年3月15日から施行する。

(「えひめのエコファーマー」ロゴマーク取扱要領の廃止)

2 「えひめのエコファーマー」ロゴマーク取扱要領(以下「旧要領」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領の施行の際現に環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)附則第2条の規定による廃止前の持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律110号)第5条第1項に規定する認定農業者であるものについては、同条第2項に規定する認定導入計画を実施する間は、この要領の規定は適用せず、旧要領の規定によるものとする。

(様式第1号)

エコファーマー認定書

住所

氏名

年 月 付けで申請のあった環境負荷低減事業活動実施
計画について、えひめの「エコファーマー」認定要領第3第1の規定によ
り認定します。

記

- 1 実施計画認定作物
- 2 目標年度
- 3 認定番号 e.f.g

年 月 日

愛媛県知事

印

(様式第2)

認定書再交付申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所
氏名

年 月 日付けで認定のあった認定書の再交付を受けたいので、えひめの「エコファーマー」認定要領第3の規定により申請します。

記

- 1 認定番号
- 2 再交付理由

(様式3)

えひめの「エコファーマー」ロゴマーク使用申請書

年 月 日

愛媛県農林水産部長 様

住所：

(法人にあつては名称及び代表者氏名)

氏名：

このことについて、えひめの「エコファーマー」認定要領第8条の規定に基づき、下記のとおり提出いたします。

記

エコファーマー認定の種類	新規認定 ・ 再認定 () ※再認定の場合は認定番号を記入のこと			
認定作物名等				
ロゴマーク使用目的・方法・県との協議事項 (シール作成、パンフレット作成、HP掲載等)				
ロゴマーク使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
	1 (水稲) 	2 (野菜) 	3 (果樹) 	4 (柑橘) 
ロゴマークデータ提供希望方法	1 メールアドレス：			
	2 その他 (提供方法を記載ください)			
連絡先	所属			
	職・氏名			
	TEL・FAX等			

(様式4)

えひめの「エコファーマー」ロゴマーク使用承認通知書

番 号
年 月 日

様

愛媛県農林水産部長

年 月 日付けで申請のあった、えひめの「エコファーマー」ロゴマークの使用については、えひめの「エコファーマー」認定要領第8条第2項の規定により、次のとおり承認します。

なお使用にあたっては、附帯事項を遵守してください。

記

使用作物名等	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
条 件	

[附帯事項]

- (1) 申請書に記載した内容の範囲で使用すること。
- (2) 承認に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (3) ロゴマークの①縦横の比率を変える、②不当に色を変える、③一部を変更する等の加工をしないこと。
- (4) ロゴマークを使用した物件の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。

(様式5)

えひめの「エコファーマー」ロゴマーク使用変更申請書

年 月 日

愛媛県農林水産部長 様

住所：

(法人にあつては名称及び代表者氏名)

氏名：

年 月 日付けで承認のあつた、えひめの「エコファーマー」ロゴマークについて、使用内容を変更したいので、えひめの「エコファーマー」認定要領第8条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

別添えひめの「エコファーマー」ロゴマーク使用申請書(様式3)(変更箇所を見え消し又は追記)に記載のとおり。

2 変更の理由

(注) 団体の代表者からの申請であつて、当該団体の構成員を変更する場合にあつては、変更するエコファーマーの氏名、住所及び認定番号の一覧表を添付すること。

(様式6)

えひめの「エコファーマー」ロゴマーク使用変更承認通知書

番 号
年 月 日

様

愛媛県農林水産部長

年 月 日付けで変更申請のあったえひめの「エコファーマー」ロゴマークの使用については、えひめの「エコファーマー」認定要領第8条第5項の規定により、次のとおり承認します。

なお使用にあたっては、附帯事項を遵守してください。

記

使用作物名等	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
条 件	

[附帯事項]

- (1) 変更申請書に記載した内容の範囲で使用すること。
- (2) 承認に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (3) ロゴマークの①縦横の比率を変える、②不当に色を変える、③一部を変更する等の加工をしないこと。
- (4) ロゴマークを使用した物件の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。

(別紙)

1 水稲



2 野菜



3 果樹



4 柑橘



○使用例

1 エコファーマー認定番号を表示



2 認定者氏名を表示



3 認定番号・氏名を表示



4 団体の名称を表示



使用にあたって、次のような使用はしないこと

①縦横の比率を変える



②不当に色を変える



③一部を変更する

